

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ● 弁護士：国立情報学研究所客員教授

通信インフラ整備を目指す電波法・放送法改正が行われ、 架空請求や迷惑メール防止など消費者保護の法整備も進展

今年度も、さらに情報通信インフラの整備を目的とする法整備が進められる一方、情報通信関連の不正行為から消費者を保護するため、携帯電話不正利用防止法、特定電子メール送信適正化法（改正）、預貯金者保護法について法整備が行われた。会社法では電子データなど電磁的記録を利用した行為が広く認められている。

以上を一覧表にすると、次頁の資料6-3-1のとおりとなる。以下では内容につき詳論する。

■ 電波法（改正）：

■ デジタルデバインド解消、電波逼迫への対応を図る

今回の電波法改正により電波利用料の見直しが図られた。電波利用料制度は1993年4月1日から導入され、原則としてすべての無線局が電波利用料を負担している。しかし、導入当時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化しているため、電波利用の拡大や利用形態の動向などを踏まえて見直されたものである。

従来における電波利用料の用途は、電波監視、無線局データベースの管理、電波再配分対策業務などであったが、本改正により、携帯電話等不感対策業務（携帯電話等が利用できない地域の無線局の開設に必要な伝送路設備の整備のための補助金の交付）が、新たに用途として加えられた。国民生活に不可欠なサービスとなった携帯電話につき、喫緊の課題であるデジタルデバインドの解消を、電波利用料を活用して図ろうとするものである。電波の有効利用技術のための研究開発も、用途として加えられた。希少性を有する電波の逼迫に対応するためのものである。

本改正により電波利用料の算定方式も見直された。従来は、無線局数での均等割に、データベースのデータ量按分を加える方式で算定されていた。本改正により、電波の逼迫の程度、使用帯域幅等や地域性等を勘案した算定方式へと変更された。

■ 放送法（改正）：外資規制のあり方見直す

同時に放送法も改正された。改正により放送局に対する外資規制のあり方が見直され、地上放送について、従来からの直接出資規制に加えて、間接出資規制が導入された。

外資規制は有限かつ希少な電波資源を利用する自国民の利益保護のためのものであるが、外資を用いたライブドアによるTBS買収騒動を契機に、近年における対内投資の増加、わが国における株式保有・出資のあり方の急激な変化などを踏まえて行われた改正である。

これにより、現行制度（直接出資が5分の1未満）を、直接出資と間接出資を合わせて5分の1未満でなければ放送局の議決権を認めないものとした。

■ 携帯電話不正利用防止法：

■ 架空請求メールなど悪用防止を図る

本書2005年版でも簡単にふれたとおり、携帯電話不正利用防止法が成立した。携帯電話が架空請求メールその他の振り込み詐欺などに悪用されていることから、携帯電話の不正利用を防止することを目的とする。

本法により、①携帯音声通信事業者（携帯電話事業者及びPHS事業者）に対し、携帯電話等（携帯電話及びPHS）の契約締結時・譲渡時に契約者の本人確認を義務づけること（3条・5条）、②契約者が、本人確認時に偽名等を申告することを処罰対象とすること（19条）、③携帯音声通信事業者に無断で、業として有償で通話可能な携帯電話等を譲渡することを処罰対象とすること（7条・20条）、④自己が契約者となっていない通話可能な携帯電話等を譲渡・譲受を処罰対象とすること（21条）、⑤相手方の氏名等を確認せずに、業として有償で通話可能な携帯電話等を貸与すること（匿名貸与業）を処罰対象とすること（10条・22条）、⑥通話可能な携帯電話等が一定の犯罪に利用された場合等、警察署長からの求めにより、携帯音声通信事業者が契約者の確認を行うことができること（8条・9条）などが、定められた。

■ 特定電子メール送信適正化法（改正）：

■ 迷惑メールの巧妙・悪質化に対処

迷惑メール対策のための特定電子メール送信適正化法も改正された。迷惑メールが近時は再び増加傾向を示しており、しかも送信手法が巧妙化・悪質化していることに対処する目的である。

資料6-3-1 整備されたインターネット関連法律（公布年月日順）

法律名	法律番号	公布年月日
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）	2005年法律第31号	2005年4月8日
特定電子メール送信適正化法（改正）	2005年法律第46号	2005年5月20日
会社法	2005年法律第86号	2005年7月26日
偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）	2005年法律第94号	2005年8月10日
電波法（改正）	2005年法律第107号	2005年11月2日
放送法（改正）	2005年法律第107号	2005年11月2日

出所 筆者作成

従来の規制内容に加え、本改正により、①規制対象である特定電子メールの範囲に事業用メールアドレス（法人が用いるものを含む）への送信を追加（2条）、②架空電子メールアドレスあての送信禁止範囲を拡大（5条）、③送信者情報を偽ったメールの送信禁止の新設（6条）、④前記③への違反に対する直罰規定（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）の新設（32条1号）、⑤電気通信事業者による電気通信役務の提供拒否事由の拡大（11条）などが図られた。さらに、規制対象をSMTPに限定していた同法施行規則を改正して、従来は対象外であったSMS（ショートメッセージサービス）も規制対象に含めた。

■ 預貯金者保護法：

■ 偽造・盗難カード等による損害を補償

インターネットそのものに関するものではないが、金融機関のATMなどに関し、偽造・盗難カードなどを用いて行われる不正な機械式預貯金払戻しなどによる被害が多数発生していることから、民法の特例などについて定める預貯金者保護法が制定された。

同法は、こうした不正な払い戻しなどによって預貯金者に生じた損害につき、原則として金融機関に補償を義務付けている。

■ 会社法：電磁的方法による書類作成・提供、議決権行使など認める

会社法が2005年6月29日に成立して同年7月26日に公布された。本法では、電子データなど電磁的記録による定款、株主名簿、新株予約権原簿、株主総会議事録、取締役会設置会社における取締役会議事録、監査役会設置会社における監査役会議事録、委員会設置会社における委員会議事録、社債原簿、社債権者集会議事録、会計帳簿、計算書類などの作成・提供を認めている。また、株主総会の招集通知も、株主の承諾を得て電磁的方法により通知を発することができ、電磁的方法による議決権の行使も認められている。

■ その他：個人情報保護法施行から1年、過剰反応や不正流出が社会問題化

2005年4月1日から個人情報保護法が全面施行された。本法は、高度情報通信社会の進展に伴い利用が著しく拡大している個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務などを定めている。同時に、中央省庁を対象とする行政機関個人情報保護法等も施行された。しかし、施行直後から一部民間事業者による「過剰反応」、一部公的機関による「過剰保護」による情報隠しが問題となった。その反面、これらの法律により安全保護（管理）措置義務が課されているにもかかわらず、情報の不正流出事故が相次ぎ、社会問題化している。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp